

(第十四部)

第二十四回 参議院決算委員会会議録第十号

出席者は左の通り。	田中 一君	白治庁財政課長 柴田 譲君
理事	青柳 秀夫君	会計検査院院長 池田 直君
委員	紅露 みつ君	会計検査院事務総長 大澤 實君
委員長	白井 勇君	会計検査院第一局長 池田 直君
常任委員	大倉 精一君	会計検査院第一局長 池田 直君
政府委員	小澤久太郎君	会計検査院事務総長 大澤 實君
自治官官房会計課長	吉池 信三君	会計検査院事務総長 大澤 實君
事務局側	西川弥平治君	会計検査院事務総長 大澤 實君
説明員	篠森 順造君	会計検査院事務総長 大澤 實君
常任委員	白川 一雄君	会計検査院事務総長 大澤 實君
安部キミ子君	近藤 信一君	会計検査院事務総長 大澤 實君
島村 軍次君	山田 節男君	会計検査院事務総長 大澤 實君
市川 房枝君	石渡猪太郎君	会計検査院事務総長 大澤 實君

○昭和三十一年三月二十二日(木曜日)午後二時二十二分開会  
委員の異動  
三月十六日委員齋藤昇君及び佐藤清一郎君辞任につき、その補欠として岡田信次君及び石村幸作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

田中 一君

青柳 秀夫君

紅露 みつ君

白井 勇君

大倉 精一君

小澤久太郎君

吉池 信三君

西川弥平治君

篠森 順造君

白川 一雄君

近藤 信一君

安部キミ子君

島村 軍次君

市川 房枝君

石渡猪太郎君

○本日の会議に付した案件  
○会計検査院法の一部を改正する法律  
○昭和二十一年度一般会計歳入歳出決算(内閣提出)  
○昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算(内閣提出)  
○昭和二十一年度国税収納金整理資金受払計算書(内閣提出)  
○昭和二十一年度政府関係機関決算書(内閣提出)

○委員長(田中一君) ただいまから第十四回決算委員会を開会いたします。  
議題に入る前に報告申し上げたいことやお諮りいたしたいことがございました。  
まず委員の変更を御報告いたしました。  
また委員の変更を御報告いたしました。  
去る三月十六日には委員佐藤清一郎君、齊藤昇君の辞任に伴いまして、石村幸作君、岡田信次君が補欠として選任されました。  
本日理事会において申し合せました事項は次の通りであります。  
本日の委員会日程に関する件であります。これは別紙お手元に配付した通りであります。

○委員長(田中一君) ただいまから第十四回決算委員会を開会いたします。  
議題に入る前に報告申し上げたいことやお諮りいたしたいことがございました。  
まず会計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
ただいま出席の方は、会計検査院事務総長池田君、小沢法規改善課長の両名でございます。  
本日はまず検査院から本法案の内容について詳細な補足説明を聽取ることにいたします。  
○説明員(池田直君) ただいま議題になつておりますが、今回物品管理法の付則によりまして、予算執行職員等の責任とが別個に規定されることになります。  
任に關する法律の一部が改正されましたが、新たに予算執行職員の弁償責任と公社等の物品管理職員の弁償責任とが別個に規定されることになります。  
任に關する法律十一條が新設されましたので、この新設されました十一條の規定による公社などの物品管理職員の弁償責任の検定及び再検定が検査官会議議決事項としなければならないので、会計検査院法十一條の今回の改正によりまして、これを検査官会議が成立するということになります。

今回会計検査院法の一部を改正するに至りました事由につきましては、先に内閣官房長官から一應御説明がありました通り、今回物品管理法案が別途提案されおりまして、新たにこの法案が成立するということになります。  
○説明員(池田直君) ただいま議題になつておりますが、今回会計検査院法の一部を改正する法律案につきまして、私から御説明を申し上げます。  
本日はまず検査院から本法案の内容について詳細な補足説明を聽取することにいたしました。したがつておきました。このことは、國の所有する物品がその数が非常に膨大である。使用させることを目的とするもので、その管理の態様も物品につきましては日々おりました。このことは、国

の所有する物品がその数が非常に膨大である。使用させることを目的とするもので、その管理の態様も物品につきましては日々あります。こうしたことの

ために、会計検査院法では任意検査事項としておくのが適当と考えておつた

月、國の所有する物品につきましては

会計検査院の検査に付する旨の決定をいたしましたして、現在検査をいたして

参つております。今回これを法律上必要検査事項といたすことになりましたのは、物品管理法におきまして、政

府が物品の増減及び現在額総計算書を作成いたしまして、会計検査院の検査を経て国会にこれを提出するというこ

次は、次回の委員会の日程に関する件であります。次回は二十九日午後一時から日本開発銀行関係、管財局関係、国有財産増減及び現在額総計算書外一件の審議を行います。  
以上、理事会で申し合せた通り取り計らうことにして御異議ございませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(田中一君) 御異議ないと認めましてさよう取り計らうことについたします。  
次に付託中の案件についてお手元に配付した報告書の通りでございます。  
○委員長(田中一君) では本日の議題に入ることにいたします。  
まず会計検査院が必要と認めたときには内閣から請求のあったときに会計検査院が検査をする事項、言いかえて申し上げますれば、任意検査事項といふことにいたしております。  
まず院法第十一條の改正の關係でござります。院法第十一條は検査官会議で議決すべき事項を規定したものでございまして、同條の第六号は國の出納職員の弁償責任の検定、公社などの出納職員の弁償責任の検定などが検査官会議の議決事項である旨を規定いたしました。すなわち会計検査院が必要と認めます。從来國の所有する物品は会計検査院が検査をする事項、言いかえて申し上げますれば、任意検査事項といふことにいたしております。  
院の任意検査事項となつております。すなわち会計検査院が必要と認めます。従来國の所有する物品は会計検査院が検査をする事項、言いかえて申し上げますれば、任意検査事項といふことにいたしております。  
次に、会計検査院法第二十二条、第三十三条の改正につきまして御説明申しあげます。会計検査院法第二十二条は、会計検査院の検査しなければならない事項、すなわち必要検査事項を規定したものでございます。第二十三条は会計検査院が必要と認めるとき、また内閣から請求のあったときに会計検査院が検査をする事項、言いかえて申し上げますれば、任意検査事項といふことにいたしております。  
次に、会計検査院法第二十二条、第三十三条の改正につきまして御説明申しあげます。会計検査院法第二十二条は、会計検査院の検査しなければならない事項、すなわち必要検査事項を規定したものでございます。第二十三条は会計検査院が必要と認めるとき、また内閣から請求のあったときに会計検査院が検査をする事項、言いかえて申し上げますれば、任意検査事項といふことにいたしております。

〔委員長退席、理事青柳秀夫君着席〕  
次に、会計検査院法第二十二条、第三十三条の改正につきまして御説明申しあげます。会計検査院の検査しなければならない事項、すなわち必要検査事項を規定したものでございます。第二十三条は会計検査院が必要と認めるとき、また内閣から請求のあったときに会計検査院が検査をする事項、言いかえて申し上げますれば、任意検査事項といふことにいたしております。

とにいたしましたので、会計検査院法におきましてもこれを会計検査院の必要検査事項とすることが適当であると考えた次第で、二十二条並びに二十三條の改正をいたした次第でございます。

次に院法第二十九条の改正でござります。会計検査院法第二十九条は、会計検査院が決算検査報告書に掲記しなければならない事項を規定したものでござります。今回の改正は、さきに本院

要件につきましても改正が同時に実行されることになりましたので、会計検査院法におきましてもこれに伴う改正を行ふ必要を生じた次第でございます。  
以上、簡単でござりまするが、これをもちまして私の説明といたします。  
**○理事(青柳秀夫君)** それでは御質疑の方は順次御発言をお願いいたします。

○説明員(池田直君) 大へんごもつて  
もな御意見に存じますが、会計検査院  
といったしましても十二分に検査は行  
なっておりまするが、やはりまあ各省各  
にも相当の資材等もござります。あるいは  
いは機械等もござりまするが、検査ができる  
検査院といったしましてはできる限り、  
現在の権限なり職員をもちましてやん  
ているのでござりまするが、やはり多  
省でも検査院の方で不正の、あるいは  
不正な方などがござるようですが、

金よりも物事が大事な時代でありましたので、物品の管理ということにつきましては始終検査の際目を配つております。それで從来も管理が悪かつたために、非常に木材等につきましては、これは自衛隊ではありませんが、品質が非常に悪くなつた、國に損害を及ぼすなどに掲げてございました。そういうふうなことをいたしましたと検査報告などに掲げておきましたとして、自衛隊のものがあつたことがござります。そういうふうな意味合いにおきまして、自衛隊のものがあつたことはござります。

の視察の途中で小郡をたずねて、そらいうことを自撃したのですけれども、あの一事から推しても、おそらく日本のたくさんの中衛隊にこういう想像があるのではないかと思うのです。そうでなければいろいろな、決算委員会が指摘しているような不要不急の品を買つたり、あるいはむだな金を使つたりということは起らないと思つております。そういう点でたゞ小郡を

次に先ほどの第三十二条の改正につきま  
して、公社などの物品管理職員の責任  
を検査報告掲記事項に加えるために改  
正をいたした次第であります。

要件につきましても改正が同時に実行されることになりましたので、会計検査院法におきましてもこれに伴う改正を行ふ必要を生じた次第でございます。  
以上、簡単でござりまするが、これをもちまして私の説明といたします。  
**○理事(青柳秀夫君)** それでは御質疑の方は順次御発言をお願いいたします。

○説明員(池田直君) 大へんごもつて  
もな御意見に存じますが、会計検査院  
といったしましても十二分に検査は行  
なつておりますが、やはりまあ各省各  
にも相当の資材等もござります。ある事  
いは機械等もございまするが、検査が行  
検査院といったしましてはできる限り、  
現在の権限なり職員をもちましてやん  
ているのでござりまするが、やはり各  
省でも検査院の方で不正の、あるいは  
不正な方などがござるようですが、

金よりも物事が大事な時代でありましたので、物品の管理ということにつきましては始終検査の際目を配つております。それで從来も管理が悪かつたために、非常に木材等につきましては、これは自衛隊ではありませんが、品質が非常に悪くなつた、國に損害を及ぼすなどに掲げてございました。そういうふうなことをいたしましたと検査報告などに掲げておきましたとして、自衛隊のものがあつたことがござります。そういうふうな意味合いにおきまして、自衛隊のものがあつたことはござります。

の視察の途中で小郡をたずねて、そらいうことを自撃したのですけれども、あの一事から推しても、おそらく日本のたくさんの中衛隊にこういう想像があるのではないかと思うのです。そうでなければいろいろな、決算委員会が指摘しているような不要不急の品を買つたり、あるいはむだな金を使つたりということは起らないと思つております。そういう点でたゞ小郡を

きましては、あるいはいろいろな物品等ができますので、多少あるいは連ってくる關係もできるかとも考えられないこととあります。大体検査院の検査の対

が、そのものが見当たるとシーフタリヤーとかトラクターだとか、その他いろいろな機械類が雨ざらしになつてゐる。何の雨よけの設備もなくてはつたらか一であるという感じを受けたのですが、こういうときには会計検査院はあるもの

るが、貨物輸送ではどうしたの？ ジーブ  
トラクタ！ その他の膨大なるものが運搬  
け払いされて管理されておりますが  
が、着いたばかりとか、あるいはこれ  
から出すようになつているものとか、  
そうしたものばかりでなくして、一時に

○理事(青柳秀夫君) 私から一つ御質問申し上げますが、会計検査院法の一部を改正する法律案は、御説明にもなりましたようすに物品管理法ができますので、それに伴つて改正される。そこ

象に全部なる、現在も検査を行なつて  
おります。

○安部千ミ子君 それで第二の質問で  
すが、その莫大な在庫品は検査院は確  
認しておられますか。

をただ調べて数を合わせることだけでなく、そのような実態にあると  
いうことは、国の財産として非常に類  
末な扱いだと思うのですが、そういう  
点についていろいろな注意とか、ある

納められた関係でよく雨ざらしなんかになつておることがあります。倉庫その他が必ずしも完備していない関係者とも相待ちましてちょいちょい遺憾な点があるよう考えておりますが、こ

お伺いしたいのは、物品管理法案をいかで  
いうものを制定する、これは今大蔵省に  
員会にかかっているようあります。が、そ  
うの権限は、結局やはり物品管理法  
というものを適正にして、不正不当と

○説明員(池田直若) 現在できる限り検査を十二分に行いまして、確認いたしております。

いはそれにに対する処置とかをするためには、進言か勧告かなざるようなことはありませんか。

○安部キミ子君 私はたまたまこの間の点今お示しの通りのことと、十分検査院も検査をいたしておりますつもりでございますが、なお、さらに注意いたしましたが、今の件につきましては、私役所へ帰りまして、なお一つ調査いたしましてからお答え申し上げたいと思ふます。

いうようなことのないようにやつてしまふ。こうという点にあるのだと思うのですから、それではこの物品管理制度法案を制定されるについて、今然会計検査院と関係なしにこの法案ができたのか、あるいは内容等についても、会計検査院の方といろいろ御協議があつてできたものか、あるいは会計



に、理解を得ることに努めますとともに、また資料を検収いたしますに当りましては、特に厳重な検討を加えて、誤まりのないよう努めて参った次第でございます。また市町村部につきましても、特に算定資料を詳細に記載した市町村の地方交付税算定事務指導要領を作成いたしまして、これを都道府県の市町村に対する算定資料としては、都道府県に対し、算定の具体的注意事項を詳細に記載した市町村の地方交付税算定事務指導要領を作成いたしまして、これを都道府県の市町村に於いて実地調査等もいたしまして、市町村につきましては、都道府県に対しまして実地監査を行うように指示いたしておりますのでございます。今後も以上申し述べました各般の措置を一そろ励行いたしまして、錯誤を生じませんよう努力をいたして参りたいと存ずる次第でございます。

○説明員(柴田謙君) 交付税の計算間違  
違いは毎年実はあります、交付税計算の規定によりまして、翌年度または翌年度において直して参つております。  
それで、どういう理由で間違うのか  
ということでございますが、計算をいたします場合に計算間違いが非常に多いわけでございます。どういうところ  
で計算を間違えますかといいますと、  
先ほど会計課長から御説明申し上げましたように、算定方法の趣旨の理解の徹底を欠いている場合、あるいは計算をいたします場合に、軽率な間違いで  
写し間違いをしたり、あるいは乗じたり割ったりいたしまして場合の計数を間違つたりといったようなものがあるのです  
であります、そういうものがほとんどでございまが、前々会計検査院の方からは、趣旨を十分徹底させていいながらさような間違いが起こるのじゃ  
ないか、それには交付税の算定方法をきめてから、実際に計算をして金額をきめますまでの間の時間が少いことは  
ないか、通常は七月の二十日ごろに太体算定方法をきめまして、八月の中ごろに検収いたします。その間約二週間ばかりの時間がありますが、この二週間間が短すぎはせんかというようなおしきりを受け、また御注意を受けたのであります。昨年あたりからこの期間を延ばしまして、早く算定方法をきめまして、周知徹底をはかるということになりますが、そういう間違いを起しますと  
との実体的なものの中には、道路局帳

が非常に不備でありまして、この道路台帳の不備に基く錯誤というものが相当ございます。これも台帳は逐次整備されておりますけれども、なおまだ不完全なものがござりますので、こういうところに大きな錯誤の原因があろうかと私たちは考えております。またそれを是正するように努力をいたしております。

○安部キミ子君 今あなたの説明を聞きますと、計算違いだというふうに、事務的なあやまちからこういう結果になつたというような印象を受けますけれども、私は国会にて、いろいろな代議士の動きとか、あるいは地方の県知事の動きといふものがある程度知ることができます。それが何よりも大きいことがあります。そういう動きを見ていますと、たとえば与党側になつてゐる代議士とかあるいは大臣とか、それぞれ相当の地位にある人たちの動きについていますと、たとえば地方の交付税が多く取られて、非常にそれが政治力があるとか何とかいうことによつて、次の選挙運動の大好きな材料になつてゐるというようなことをしばしば聞いてゐるし、一番興味のある例を引きりますならば、私は山口県であります。山口県の代議士はその例としては最も顕著なものであると私は思います。そういうふうな事例も私はあると思うのですが、会計検査院はそういうことはあるとお思いになりますか、どうですか。

○説明員(大澤寅君) お尋ねの件ですが、この交付税の中には普通交付税と特別交付税とあります。普通交付税の方は、先ほどちょっと御説明いしましてけれども、総理府令で非常に詳しく述べて計算するかという計算の方式があるのであります。たとえば道

路面積によって幾らあれどとか、昭童数があれば児童の数に幾らかけるとか、こうしたものを積み上げた事務的な計算がまとまりまして、普通交付税の算定の基準となるところの財政不足額といふものは算定されておりますので、普通交付税に関しては、私は今安全部委員の仰せになるような点は介在する余地はないのではないかと思います。また実事検査いたしました結果のこの違いも、それぞ道路台帳からの引き写しの違いとか、計算の違いといふものであります。私たちの立場としては、全然あるとかないとかいうことは申し上げかねますが、少くとも普通交付税の検査の結果としましては事務的な違いであります。こう考えておりまます。なお特別交付税の方は、いろいろな災害があるとか何とかいったことで出しておりますが、これに対してもそのときそのときで査定しておりますので、こうした計算の基礎となるところの算式といふもののがありませんので、われわれとしては当否を判定することがちょっと困難な状態になつてゐる次第であります。

○説明員(柴田謹君) さようなことは、も交付税の額を増したり減らしたりして、たというふうなことをしたことがない、と、こう自信を持って言われますかどうですか。

断じてございません。先ほど会計検査院の御説明の中に、普通交付税につきましてはこまかい計算基準があるが、特別交付税にはほつきりしたもののがないというお話をありましたが、特別交付税につきましても査定をいたしますのは、大体総額の二割程度のものでござります。あとはほとんど全部機械計算で計算いたします。従いまして、世間ではただいまおっしゃいましたような何か運動をすれば交付税がふえるといったようなことがありますとやかに伝えられておりまして、またまことしやかにさようなことを信じていろいろ陳情に見える向きもございます。ございますが、これにつきましては、交付税が地方財政平衡交付金でありました時代から今日までかってそのようなことはございません。

○安部キミ子君 私は率直に、山口県の例を引きますが、皆さんも御承知のように、佐波郡の出雲村の例の災害の交付金ですね、あれは特別交付税にならると思うのですが、あの問題について地方的人は何と言ふかと申しますと、ある代議士のおかげで一つの村に何億という金がとられた、これは何々代議士に投票したおかげであるというふうなことが県民一般に信じられていて、何回選挙しても何々代議士でなければ県のためにもわれわれのためにもならないんだというふうな印象を受けておるし、また素朴な地方民はそういうふうに信じておられますから、こ

の出雲村の問題につきましても、会計検査院が指摘されて、そうしてこの国会でも問題になつておりながら、結果とすればそういうふうな間違つたいたい方に何でもないことだ、これがいわゆる代議士の政治力のえらさだといふうに考へているのです。そういう点についてあなた方はその責任をどういうふうに考えておられますか。

○説明員(柴田謙君) 御指摘のお話は、災害の国庫補助金じゃないかと思ひます。交付税につきましても、災害につきましては、財政収入の不足部分を補てんしたり、あるいは災害によります特別財政需要を見て参つておりますけれども、交付税に関しまして一村に億をこすような金がいった覚えはございません。

○安部キミ子君 そうしますと、八月中旬ごろまでに自治庁では大体原案ができる、こういうふうにおしきりました

○説明員(柴田謙君) さよなことはございません。通常の場合は八月三十日におきまして、八月中におきまして普通交付税の額をきめます。それ以後におきまし交付税の総額がふえたり減つたりいたしました場合には、各地方団体別の配分額を変更いたしますが、これは昨年度のようない例外の場合でございまして、通常の場合はございません。

○安部キミ子君 そうしますと、この自治庁のお話では、自治庁は正しくやつているのだと、こういうふうに説明されているようだと思ひます。まあ一応それをすなをに受け入れたといった

準がありながら、それを間違つて判定を下すということになると、自治庁のほかの役所の間違いを会計検査院でまた間違つて判定するということになると、なる形ですね。結局、あなたの方でそなういうことを間違つているといふことになると、一体何を信用していいかわからなくなつてくるのですがね、その点になつてくると何を基準にしてやるかということですね。

○説明員(柴田謹君) 御質問の趣旨が実はよくわかりませんが、地方団体で計算をする、計算をする場合の計算の方法、あるいは計算に用うべき数値といふものは、どういうものとなるかということは、法律にもきまつておりますし、総理府令にもきまつております。その總理府令にきまつておるもの数値に間違いがあるものもあるし、あるいは正しいつもりで書いたものが間違つている場合もあるわけであります。それを私たちの方で、自治庁で検査をいたします場合に一応チェックをいたします。そのチェックでひつかつたものは全部そのまま直しております。従いまして、ここに指摘されておられます間違い以外にまだあるわけござります。それはそれぞれ私たちの方でその場で検査して直しまして計算しておるわけであります。ここに指摘されましたが、その際には誤りの発見できなかつた、あるいは発見されたものも発見しておりますが、そのわれわれの方で一応誤りがないと考えました

のにつきまして、主としてはそういうものにつきまして、検査院が現地について調べられて、そして現地について数字を突き合されて、たとえば、道路でいいますならば道路台帳の道路面積が幾ら、ところがその道路面積の、道路台帳に載つております面積その算定の基礎になつた道路といふものはこれこれだ、そのこれこれの幅員が現地に行つてみますと違つておったとそういうものもあるわけございます。そういうものも一々全部調べられて誤まりとして指摘をいただいておるわけあります。従つて検査院が別に誤つた検査をするということには私はならないじやないかと思います。むしろこういう検査をしていただくことによりまして、交付税の計算というものがより正確になつていくと、また特に台帳などの面におきましては、台帳等の整備というものが非常にいい結果をもたらす。私ども自身につきましては、もちろんその誤つたものを正しい姿に直すように、検査いたします場合に努力いたします。

○委員長(田中一君) では自治庁の方では、今、会計検査院が言つてゐるよなう間違いを是正する方法を本年度からとるつもりですか。

○説明員(柴田謹君) 従来もやつておられますけれども、会計検査院からのそういうお話をありますて、本年度からは相当身を入れてやりたいと思っております。

○委員長(田中一君) それで人員は、職員は足りるのですか。

○説明員(柴田謹君) 現在の職員をもつていたしまして必ずしも十分とは言えません、正直な話を申し上げます。しかしながら、乏しい職員の間におきましても、仕事が仕事でありますので、何とかやり繕りいたしたいと考えております。

○説明員(大澤實君) われわれが検査していないところの県のことでありますから何とも申し上げかねますが、類推解釈をしますれば、行ったところ多く少間違いがあるので、あるいは精密に調べていったら、それも検査して、調べれば間違いがあつたのじやないかといふ想像はつきます。しかし、これは何ともはつきりしたお答えはいたしかねます。

○説明員(大澤實君) これは誤りを摘発するが、会計検査院の報告によりますと、四十二都道府県のうち、会計検査院で実地検査されたのは三十四府県だ、この三十四府県全部が間違つていた。あるいは過大なものもあるし過小なものもあるが、三十四府県全部が間違つていた。そうなればこの残りの、四十二都道府県のうち三十四だけ会計検査院の方があつしやられる通りに、むしろ自治庁において、少くとも道府県分は実地にそれを行かれまして当られればこうした間違いがないのではないか。

なつてゐるか、自治庁からの御説明を願います。

○説明員(柴田謹君) 検査院の決定以外におきまして、検査院の指摘されました府県以外につきまして私の方で調べました結果、錯誤を発見いたしましたのが四県ございます。そのほかの県につきましては、私たちの方の検査では錯誤なしということになつております。

○説明員(大澤實君) 従来は一年間に見てきましたとすれば、来年見どころは過去にもうすでに終つてしまつた分も合せまして見ている次第であります。

○説明員(大澤實君) 従来は一年間に見るのは全部見られませんので、計画としましては二年分を、たとえば今年半分見たとすれば、来年見どころは過去にもうすでに終つてしまつた分も合せまして見ています。

この検査報告には二十九年度分の間違いだけが書いてあるのであります。が、この、ここにあげてある県の中に二十八年度分を検査してなかつたものは、今度のこれと合せて検査した次第でありますて、その分には相当誤まりがありましたのですが、この分は二十九年度分は決算を確認しておりましたので、今さら検査報告に書くのはどうかと思いまして削除はしております。その方は誤まりがあります。将来としても、ある県を見なかつたならば、翌年行つたならばその年度の分も合せて見ていくこう、こういう方針はまあ考えております。

○説明員(大澤實君) だんだん交付金というようなものが増額になって、三十一年度ではまあ全体では一千六百二十七億と非常にまあ予算の上からいっても重要な性があるわけでありますけれど、これは適正に法の定むるところによって合理的に分配されなければならぬと思いますので、まあ自治庁において、先ほど柴田さんから徹底的にやりになると、そのままでなつて、これが疑うわけではありませんけれども、一つ会計検査院ともさらに御連絡になつ

て、はつきり軌道に乗って、もう間違いないというときがくればいいのですけれども、こんな報告だと、全部が間違っていたというようなことになると、残りの八つの県も間違っているのではないか、これはまあ指導の上からもはつきり間違いを改められた方がいいと思いまして、何とか差し繰りされた後の機会にこれを報告していただきたいという希望を述べまして、質問を終ります。

○委員長(田中一君) これはこの問題につきましては、今日はだいぶ出席も少いから、次回までこの審議を延ばそうと思います。

もう一つ自治庁に伺いたいのですが、これは別の問題ですが、三十一年度の政令第十三号で地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令を出しておりますが、この政令によつて、三十年度の公共事業費が大幅に削減されるという府県は何府県ぐらいありますか。

○説明員(柴田謹君) 今、再建計画を、再建団体になっている、つまり再建促進特別措置法の適用を受けたいという県は、申し込みをいたしております。県は大体四県ぐらいあります。これの再建計画はまだできておりません。現在再建計画をいろいろ検討中でござりますので、そういう県におきまして公共事業費をどれくらい抑えるか、という計数は出ておりません。はつきりとはわかりませんけれども、そういった再建促進特別措置法の適用を受けます県におきましては、ある程度公共事業費を圧縮するということが行われるだろうと考えております。

○委員長(田中一君) 私が調べてみますと、大体災害のなかった県は、前年度よりも相当大幅に減らすと、二割程度に圧縮される府県が多いと思うのですが、八割が圧縮されるというようなはないらしい県もあるのじゃないかと思います。これはまあ決算委員会の問題になります。じやありませんけれども、この問題についてこの政令が四月一日から施行され、四十六都道府県がどのような形になるかということを資料としてお出し願いたいと思うのですが……。

ではほかに質問がございませんので、自治庁の審議は次回まで継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十六分散会

昭和三十一年三月二十七日印刷

昭和三十一年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局